

青森県がん診療連携協議会要綱

（設置及び目的）

第1条 令和4年8月1日付け厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（健発第0801第16号）に基づき、青森県立中央病院（以下「県立中央病院」という。）に青森県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）を置き、青森県内のがん診療連携体制の強化を図るとともに、青森県におけるがん医療の均てん化を推進する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- 一 地域におけるがん診療連携体制等がん医療に関すること
- 二 青森県内の院内がん登録に関すること
- 三 青森県における研修計画、診療支援医師の派遣調整に関すること
- 四 地域連携クリティカルパスに関すること
- 五 緩和ケアに関すること
- 六 相談支援に関すること
- 七 薬物療法に関すること
- 八 放射線療法に関すること
- 九 その他青森県のがん対策推進計画等に関し必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 青森県病院事業管理者
- 二 青森県内の地域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院並びに青森県がん診療連携推進病院の病院長
- 三 別表に掲げる病院の病院長
- 四 県立中央病院がん・支持医療センター長
- 五 作業部会の部会長
- 六 青森県健康医療福祉部長
- 七 患者団体等の関係団体

（会長）

第4条 協議会に会長を置き、青森県病院事業管理者をもって充てる。

- 2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 協議会は必要に応じて会長が招集し、議長を務める。

2 委員は、やむを得ない理由により協議会に出席することができない場合は、その代理者を出席させることができる。

3 委員が必要と認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 協議会に、次の各号に掲げる部会を置く。

一 院内がん登録部会

二 緩和ケア部会

三 相談支援部会

四 薬物療法部会

五 放射線療法部会

2 部会の組織及び運営については別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、県立中央病院経営企画室で処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年６月３日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年６月２３日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年１１月２日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年２月２１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年３月１１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１０日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年８月２５日から施行する。

別表（第３条関係）

一般財団法人双仁会	青森厚生病院
一般社団法人慈恵会	青森慈恵会病院
青森保健生活協同組合	あおもり協立病院
弘前総合医療センター	
津軽保健生活協同組合	健生病院
医療法人ときわ会	ときわ会病院
医療法人 雄心会	青森新都市病院

組織図

